

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県塩竈市長

公表日

令和6年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の給付に関する事務
②事務の概要	<p>父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的とし、申請者に関する収入、扶養親族数、障害の有無を審査し、認定を行う。</p> <p>児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 (2)所得情報の照会、支給額の判定 (3)年金情報の照会、児童手当拠出金事務 (4)公金受取口座の確認 (5)サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知</p>
③システムの名称	住民情報システム(児童福祉システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
住民情報システム(児童手当支給ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表の81項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42項、125項、141項、161項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、第127条、第143条、第163条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106項、107項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第108条、第109条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-6497

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月4日	I-4. 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の26.87の項 ・別表第二省令第7号の第19条、第44条	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の26.30.87の項 ・別表第二省令第7号の第19条、第44条	事後	
平成28年6月4日	II-1. 一つの時点の計数が	平成27年3月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成28年6月4日	II-2. 一つの時点の計数が	平成27年3月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成30年7月31日	I-4. 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の74.75の項 ・別表第二省令第7号の第40条	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の74.75の項 ・別表第二省令第7号の第40条、第40条の2	事後	
平成30年7月31日	II-1. 一つの時点の計数が	平成29年4月28日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
平成30年7月31日	II-2. 一つの時点の計数が	平成29年4月28日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
平成31年4月30日	I-5. ②所属長	保険年金課長 志野 英朗	保険年金課長	事後	
令和1年4月28日	II-1. 一つの時点の計数が	平成30年4月27日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年4月28日	II-2. 一つの時点の計数が	平成30年4月27日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた結付け、事務に必要な以外の情報との結付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である(入手・提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[○]自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	II-1. 一つの時点の計数が	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	II-2. 一つの時点の計数が	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年7月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の56の項 ・別表第一省令第5号の第44条	番号法第9条第1項 ・別表第一の56の項 ・別表第一主務省令第44条	事後	
令和3年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の26.30.87の項 ・別表第二省令第7号の第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の74.75の項 ・別表第二省令第7号の第40条、第40条の2	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の26.30.87.106の項 ・別表第二主務省令第19条、第44条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の74.75の項 ・別表第二主務省令第40条、第40条の2	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号を追加することに併し、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和3年7月15日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-359-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-359-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1 一つの時点の計数が	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	II-2 一つの時点の計数が	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年3月20日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-359-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-359-5284	事後	
令和3年3月20日	II-1 一つの時点の計数が	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和3年3月20日	II-2 一つの時点の計数が	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和3年3月20日	I-1-② 事務の概要	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的とし、申請者に関する収入、扶養親族数、障害の有無を審査し、認定を行う。	子育て支援課(児童手当課)において、児童手当の給付に当たっては、申請者に関する収入、扶養親族数、障害の有無を審査し、認定を行う。児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に併し、特定個人情報ファイル等の事務に利用している。 (1) 受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 (2) 所得情報の照会、支給額の判定 (3) 年金情報の照会、児童手当換出金事務 (4) 公金受取口座の確認 (5) サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及びマイナンバーのお知らせ	事前	
令和3年3月20日	I-1-③ システムの名称	住民情報システム(児童福祉システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	住民情報システム(児童福祉システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和3年7月15日	II-1 一つの時点の計数が	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	II-2 一つの時点の計数が	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	II-1 一つの時点の計数が	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	II-2 一つの時点の計数が	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の56の項 ・別表第一主務省令第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表の1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める省令 第44条	事後	法令改正による修正
令和6年7月5日	I-4 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の26.30.87.106の項 ・別表第二主務省令第19条、第44条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の74.75の項 ・別表第二主務省令第40条、第40条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42項、125項、141項、161項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、第127条、第143条、第163条 情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106項、107項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第108条、第109条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための関係法令等の整備に関する法律(令和6年法律第10号)第10条	事後	法令改正による修正